

# 日蓮撰『注法華経』の佐後注記説に対する疑問

——「法華翻経後記」を手がかりとして——

金 炳坤（慧鏡）

## § 1. 日蓮における『注法華経』の位置付け

その神秘的な微笑が大きな話題となり、今なお世界中の人々を魅了させている「モナ・リザ」（現在ルーヴル美術館所蔵）、幸いにして筆者がこれを実際に目にしたのは二〇〇七年のことである。レオナルド・ダ・ビンチ（CE.1452-1519）は、(1)生涯を通して「モナ・リザ」を手放すことなく、(2)最期まで筆を入れ、幾度も塗りを重ねたという。

「モナ・リザ」のモデルをめぐるのは、ダ・ビンチ本人とする説や、実在人物のイザベラ・デステとする説<sup>(1)</sup>、或いは、最も有力視されるリザ・デル・ジョコンドとする説など、数多くの説が乱立しているが、その数ある説のなかの一つ、注目すべき説に、母親説<sup>(2)</sup>がある。

ダ・ビンチの指紋を特定することに成功したイタリアキエーティ大学の研究チームによると、彼の指紋がアラブ人に多く見られる形状であることを指摘し、遺伝学的に指紋が母性遺伝することから、彼の母をアラブから渡ってきた奴隷であるとする既成の説に、この指紋が裏付けの証拠になり得ることを示唆したのである<sup>(3)</sup>。

してみれば、「モナ・リザ」に見え隠れする真相には、実在人物としてのモデルとは別に、理想化された女性像、つまり、幼くして離れ離れになった、ダ・ビンチの母親に対する心情が見事にオーバーラップされているものではなかろうか、という推論を可能にする。

すなわち、母の存在が自己を保てる根底にあったからこそ、最高の微笑を

求めたかったがために、最期までこれを手放さずに筆を入れ続け、それがためにこの作品が後の世の人々にも、受け入れられるようになったものではなからうかと。しかしこれは、検証の許されない筆者の感性による解釈に過ぎない。

さて、数ある日蓮（CE.1222-1282）の遺文中、彼にとっての「モナ・リザ」たるものは、果たして如何なるものであったろうか。答えは人それぞれであろうが、筆者は、法華弘通の使命を全うするために、(1)最期まで手許に置きながら、(2)筆を休めずして、常に注記を施した<sup>(4)</sup>、そればかりか、遺言<sup>(5)</sup>では、自分の墓所の寺に置くようにと願われたという観点から、合計二千百〇七章<sup>(6)</sup>にも上る要文がその真摯さを物語っている「私集最要文注法華經」（以下、『注法華經』）こそが、その答えになるのではなからうかと考える。

しばし見比べてみると、一方は自己の内在的なものを表出するために、一方は自己の内証的なものを対外的に発するのためにと、その方向先からして、両者は、本質的には全く異なるものである。が、しかし、全く無関係にあるように見える両者でも、(1)時間のかけ方と、(2)目的を果すための取り組み方という二つの側面においては一脈相通ずるものがある。

## § 2. 『法華傳記』所収「法華翻經後記」と『注法華經』

唐僧祥公（生没年不詳）撰集（八世紀半ば頃の成立と推定されている）と伝えられる『法華傳記』（十卷）に、系統の異なる二種の伝本が存し、その系統を分類しうる特徴的な語句の相違箇所が、本書の巻第二に収録されている「法華翻經後記」より見出されることは、拙稿「僧肇記「法華翻經後記」偽撰説の全貌と説明」においてすでに指摘した通りである。

『法華傳記』の二種の伝本<sup>(7)</sup>とは、①現存する最古の写本にして、古形を保っている「東大寺図書館蔵古写本」（以下、①）と、②現行『法華傳記』

の母体にして、『法華傳記』を現形に定着せしめた日性圓智（CE.1554-1614）による「慶長五年（CE.1600）刊要法寺版」（以下、㊦）とである。以上は『大正新脩大藏經』に収める『法華傳記』（T.51 no.2068）の校勘に用いられた二つのテキストとも符合する。

この「法華翻經後記」の記事のなかには、鳩摩羅什に大乘仏教の空の教えを伝授したとされる須利耶蘇摩が、「茲の典、東北に於て縁あり。汝、慎んで諸國に傳弘せよ。<sup>(7)</sup>」と、彼に、梵本法華經を付嘱する場面が描かれており、本箇所「東北」という方角に着目した日蓮が、本書を「日本國」における『法華經』の縁深き所以を闡明する未来記の典拠として、諸遺文にししばしば引用していることは、周知の通りである。

とくに、日蓮の遺文には、『法華傳記』の二系統〔＝古形㊥≠現形㊦〕両方の文例<sup>(7)</sup>が見出されるため、日蓮の「法華翻經後記」引用文例を調査・検討し、その類型を分類することは、『法華傳記』の変遷・推移過程を予測しうる、その解明に繋がる極めて有効な手法であると考えられる。しかも、後代における「法華翻經後記」引用文例のほとんどが、日蓮の遺文に集中している現状からしても、日蓮の「法華翻經後記」引用文例は、資料的価値が高いといえる。

しかし、日蓮の引用箇所は、鳩摩羅什の伝記類をはじめ、これを記したとされる僧肇の他の述作、また、その他如何なる文献からも、関連記述が見当たらない「法華翻經後記」のオリジナル、言わば、後代（九世紀の後半から十二世紀の前半の間か）の創作部に当たる<sup>(8)</sup>。ちなみに、本箇所に「東北」とあるのは、おそらく、先行する『[梁]高僧傳』の「東出」か、或いは『弘贊法華傳』の「東土」からの転用と考えられる<sup>(9)</sup>。

さて、日蓮の「法華翻經後記」引用文例を精査してみると、僅かな相違ではあるが、使用されている用語〔＝用字法〕が、著作年時に並行して、古形㊥から現形㊦へと変化していくことが確認できる。そして、この古形㊥から

現形①へと変遷・推移していく過程の配列において、ちょうどその境目に位置するものが『注法華經』に引用されている「法華翻經後記」の引用文例である。故に、用字法に基づいて、諸遺文の引用文例を比較検討することによって、(1)『注法華經』に「法華翻經後記」が注記された年代、さらには、(2)諸説あるものの未だ確定されていない『注法華經』の成立年代に関しても、これを推定し裏付けることができるのである〔＝§ 4. 参照〕。また、諸遺文中、最もまとまった形で「法華翻經後記」の本文が引用されるのが、他ならぬ『注法華經』なのである。

なお、日蓮の「法華翻經後記」引用文例には、筆者の推定する『法華傳記』の変遷・推移過程に当てはまらない新しいバージョン〔＝【資料1】⑥『法華宗内證佛法血脈』、⑦『曾谷入道殿許御書』〕も確認できる。この点については§ 5. 以下に詳述したい。

### § 3. 日蓮の「法華翻經後記」引用の目的

日蓮の遺文中、「法華翻經後記」からの引用が認められるものは、以下の十書〔＝①～⑩〕である<sup>(10)</sup>。

【表1】「法華翻經後記」引用遺文一覧 — 著作年時順 —

	遺文名	著作年時 [聖寿]	STN	[僧]肇公	翻經[記]	蘇摩(磨)
①	一代聖教大意	正嘉二年(1258) [37]	v.1 no.10	1回	2回	1回
②	守護國家論	正元元年(1259) [38]	v.1 no.15	2回	1回	1回
③	後五百歳合文	文應元年(1260) [39]	v.3 no.11	0回	1回	1回
④	教機時國鈔	弘長二年(1262) [41]	v.1 no.29	1回	1回	0回
⑤	南條兵衛七郎殿御書	文永元年(1264) [43]	v.1 no.38	2回	1回	1回
⑥	法華宗内證佛法血脈	文永十年(1273) [52]	v.1 no.116	0回	1回	4回
⑦	曾谷入道殿許御書	文永十二年(1275) [54]	v.1 no.170	1回	1回	1回
⑧	要文雙紙	健治二年(1276) [55]	未収	1回	1回	1回
⑨	千日尼御前御返事	弘安元年(1278) [57]	v.2 no.302	0回	0回	1回
⑩	注法華經	未詳	未収	1回	1回	1回

引用遺文〔=【表1】〕・引用文例〔=【資料1】〕の検索・調査に当たっては、「日蓮宗電子聖典 検索ソフト [2003]」並びに「日蓮宗 現代宗教研究所」のホームページ<sup>(11)</sup>に公開されている『注法華經』のテキスト・データを用い、[僧]肇公、翻經[記]、蘇摩(磨)をキーワードに行ったものである。但し、『定本注法華經』下巻の巻末に配されている「注法華經索引<sup>(12)</sup>」より新たに一書〔=⑧「要文雙紙」〕が見出されたため、【表1】に補うことになった。

なお、【資料1】の引用文例は、もとのテキスト〔うち、⑧「要文雙紙」、⑩『注法華經』は写本まで〕に立ち返って再確認を行ったものである<sup>(13)</sup>。

#### 【資料1】遺文における「法華翻經後記」の引用文例一覧<sup>(14)</sup>

##### ①『一代聖教大意<sup>(15)</sup>』〔写本：日目筆 保田妙本寺藏、分類：A 真蹟現存〕

法華翻經後記云（釋僧肇記）什（羅什三藏也）對姚興王曰《予昔在天竺國  
●時遍遊五竺尋討大乘從大師須梨耶蘇摩訶受理味摩頂屬累此經言佛日西隱  
遺光照東北。茲典有緣東北諸國。汝慎傳弘》（文）。私云天竺此日本東北之  
州也。

##### ②『守護國家論<sup>(16)</sup>』〔真蹟：身延山（曾）、分類：B 真蹟曾存〕

問云日本國法華・涅槃有緣地否。答云法華經第八云於如來滅後閻浮提內廣  
令流布使不斷絶。七卷云廣宣流布於閻浮提無令斷絶。涅槃經第九云此大乘  
經典大涅槃經亦復如是。爲於南方諸菩薩故當廣流布（已上經文）。雖三千  
世界廣佛自以法華・涅槃定南方流布處。於南方諸國中日本國殊法華經可流  
布處也。問云其證如何。答曰肇公法華翻經後記云《羅什三藏奉值須利耶蘇  
摩三藏授法華經時語云佛日西●山隱遺●耀照東北。茲典有緣於東北●諸國。  
汝慎傳弘》（已上）。東北者日本也。自西南●天竺東北指日本。故●慧心一  
乘要決云日本一州圓機純一。朝野遠近同歸一乘縑素貴賤悉期成佛（已上）。  
願日本國今世道俗捨選擇集久習依法華・涅槃現文恃肇公●慧心日本記●企

法華修行安心。

③『後五百歳合文<sup>(17)</sup>』〔分類：その他〕

瑜伽論云（彌勒菩薩趣無著菩薩請云）東方有小國。其中唯有大乘種姓（文）。法華翻經後記云《予昔在天竺國時遍遊五竺尋討大乘從於大師須利耶蘇摩冷稟理味懇勲付屬梵本言佛日西入遺耀將及東北。茲典有縁於東北國。汝慎傳弘》（文）。

④『教機時國鈔<sup>(18)</sup>』〔著作地：伊豆 伊東、分類：その他〕

日本國一向法華經國也。例如舍衛國一向大乘也。又天竺一向小乘國・一向大乘國・大小兼學國有之。日本國一向大乘國。大乘中可爲法華經國也。（瑜伽論・肇公記・聖徳太子・傳教大師・安然等記有之）是知國者也。

⑤『南條兵衛七郎殿御書<sup>(19)</sup>』〔著作地：安房、真蹟：若狭 長源寺 外十ヶ所、写本：日興筆 北山 本門寺藏、分類：C 真蹟断片現存〕

抑日本國はいかなる教を習てか生死を離べき國ぞと勸たるに、法華經云く如來の滅後に於て閻浮提の内に、廣く流布せしめて斷絶せざらしめん等（云云）。此文の心は、法華經は南閻浮提の人のための有縁の經也。彌勒菩薩の云く〈東方に小國有り、唯大機のみ有り〉等（云云）。此論の文如きは、閻浮提の内にも東の小國に大乘經の機ある歟。肇公記云《茲典は東北の小國に有縁なり》等（云云）。法華經は東北の國に縁ありとかゝれたり。安然和尚云く我日本國皆大乘を信ず等（云云）。慧心一乘要決に云く日本一州圓機純一〉等（云云）。釋迦如來・彌勒菩薩・須梨耶蘇摩三藏・羅什三藏・僧肇法師・安然和尚・慧心先徳等の心ならば、日本國は純に法華經の機也。一句一偈なりとも行せば必得道なるべし。有縁の法なるが故也。

⑥『法華宗内證佛法血脈<sup>(20)</sup>』〔著作地：佐渡 一谷、分類：その他〕

大師天竺須利耶蘇摩。謹案翻經記云《大師須梨耶蘇摩左手持法華經右手摩鳩摩羅什頂<sup>①</sup>三藏授與云佛日西入遺耀將及東北。此典<sup>②</sup>有縁東北<sup>③</sup>諸國。汝

謹傳弘之》(云云)。又案開元釋教錄云<sup>⑨</sup>什公又從須梨耶蘇摩諮稟大乘。以知羅什歸託天竺蘇摩爲師(云云)。

7 『曾谷入道殿許御書<sup>(21)</sup>』〔著作地：身延、真蹟：中山 法華經寺、分類：

A 真蹟現存)

⑨肇公之翻經記云《大師須<sup>⑩</sup>梨耶蘇摩左手持法華經右手摩鳩摩羅什頂授與云佛日西入遺耀將及東。此經典<sup>⑪</sup>有緣於東北。汝慎傳弘》(云云)。予拜見此記文兩眼如瀟一身遍悅。此經典有緣於東北(云云)。西天月支國未申方東方日本國丑<sup>⑫</sup>寅方也。於天竺有緣於東北豈非日本國哉。

8 「要文雙紙<sup>(22)</sup>」

⑩肇公翻經記云。《昔在天竺國時。遍遊五竺尋討大乘。<sup>(從)</sup>順大師須利<sup>(耶)</sup>×蘇摩<sup>(本)</sup><sup>(理味)</sup>。慇懃付屬梵天言。佛日西入。遺耀將及東北。茲典有緣於東北。汝謹傳弘。昔婆藪般豆論師。制×優婆提舍。<sup>(作)</sup>是其正義。莫取捨其句偈。莫取捨其眞文。》

9 『千日尼御前御返事<sup>(23)</sup>』〔著作地：身延、真蹟：佐渡妙宣寺、分類：A 真蹟現存)

<sup>この</sup>此一切の經々、佛の滅後一千年が間、月氏國にやうやくひろまり候しかども、いまだ漢土日本國等へは來り候はず。佛滅度後一千十五年と申せしに、漢土へ佛法渡はじめて候しかども、又いまだ法華經はわたり給はず。佛法漢土にわたりて二百余年<sup>および</sup>に及で、月氏と漢土との中間に龜茲國と申國あり。<sup>かの</sup>彼國の内に鳩摩羅えん三藏と申せし人<sup>みこくまらじゅう</sup>の御子鳩摩羅 什と申せし人、彼國より月氏<sup>いり</sup>に入、須利耶蘇磨三藏と申せし人<sup>この</sup>に此法華經をさづかり<sup>い</sup>給き。其授給し時の御語云、《此法華經は東北の國に緣ふかし》と(云云)。此御語<sup>の</sup>を持て月氏より東方漢土へわたし給候なり。

10 『注法華經<sup>(24)</sup>』

⑩肇公翻經記云。昔在天竺國時。遍遊<sup>②</sup>於五竺尋討大乘。③修大師須利耶蘇摩<sup>④</sup>遺耀照於東北。茲典有緣於

東北<sup>①</sup>諸國。汝愼傳弘。昔婆藪<sup>②</sup>般豆<sup>③</sup>菩薩。製作優婆提舍。是其正本。莫取捨其句偈。莫取捨其眞文。》

ちなみに、遺文中、『法華傳記』からの引用は、「法華翻経後記」の他に、卷第八所収の「李遣龍<sup>(25)</sup>」からの引用が、以下の三書より確認される。

【資料2】「法華翻経後記」以外の『法華傳記』からの引用

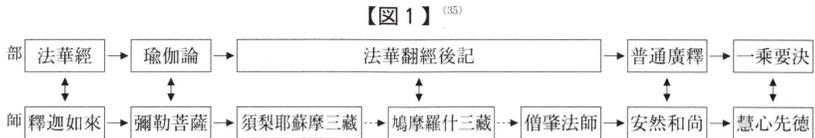
- ◎『法蓮鈔<sup>(26)</sup>』〔著作地：身延、真蹟：身延山（曾）京都本国寺外四ヶ所断片、分類：B 真蹟曾存〕
- 『光日上人御返事<sup>(27)</sup>』〔著作地：身延、真蹟：身延山（曾）、分類：B 真蹟曾存〕
- 『上野尼御前御返事<sup>(28)</sup>』〔著作地：身延、真蹟：京都本禅寺断片、分類：C 真蹟断片現存〕

以上の引用遺文・文例の検索・調査によって、本書が、立教開宗後最初の著作<sup>(29)</sup>とされる①『一代聖教大意』（CE.1258）に始まり、晩年の⑨『千日尼御前御返事』（CE.1278）に至るまで、凡そ二十年間に亘って、十書の遺文に、そのテーマに応じて、巧みに引用されていることが確認できた。また、引用の特徴としては、諸遺文にほぼ一貫して「東北」という方角が示された特定箇所が、反復引用されていることが指摘できる。

引用の目的は、遺文の性格ごとに多少異なるものがあるが、概ね『法華経』と「日本国」とを関連付ける一典拠として用いられている。そして、両者〔＝『法華経』と「日本国」〕を関連付けていくプロセスは、⑤『南條兵衛七郎殿御書』（CE.1264）において、最も明確に示される<sup>(30)</sup>。

以下、五部〔＝①～⑤〕七師〔＝【図1】参照〕によって連係されているこのプロセスの概略を示せば、①「法華経は南閻浮提の人のための有縁の経

也) (『妙法蓮華經』普賢菩薩勸発品<sup>(31)</sup>) → ㊦「閻浮提の内にも東の小国に大乘經の機ある歟」(弥勒菩薩説『瑜伽師地論<sup>(32)</sup>』) → ㊧「法華經は東北の国に縁ありとかゝれたり」(僧肇記「法華翻經後記」) → ㊨「我が日本国[の人々は]皆大乘[の教え]を信ず」(安然撰『普通授菩薩戒広釈<sup>(33)</sup>』) → ㊩「日本一州[の人々は法華]円[教を受ける]機[根]純一なり」(源信撰『一乗要決<sup>(34)</sup>』) → 故に「日本は純らに法華經の機也」(㊪『南條兵衛七郎殿御書』) というものである。なお、このプロセスのなかで「法華翻經後記」が占める割合を確認するために、これを図式〔=【図1】〕で示せば、以下の通りである。



このように、日蓮にとっての「法華翻經後記」は、『法華經』と「日本国」とを関連付ける重要な役割を担っており、これが、生涯を捧げた布教活動の根幹を支える文言にして、我が道の正当性を確固たるものにする経証であったに違いない。とくに、㊪『曾谷入道殿許御書』(CE.1275)には、自らの言葉で、「予、此の記文を拜見して両眼滝の如く一身悦を遍くす。」(HSN, p. 408、原文は【資料1】㊪の下線部参照)と述べられていることから、日蓮にとって本書が如何に珍重されたか、これに異議を挟む余地はない。

#### § 4. 日蓮撰『注法華經』の成立年代に関する一試論

諸遺文にみる「法華翻經後記」の引用文例は、『法華傳記』の変遷・推移過程を具現化するだけでなく、『注法華經』の成立年代を論ずる上でも、貴重な手がかりを提供している。その所以は、以下に用いる新たな研究手法〔=

用字法]によって、『注法華經』の成立年代を推量することが可能であると考えるからである。以下では、(1)日蓮の「法華翻經後記」引用文例より見たる『法華傳記』の変遷・推移過程、(2)「法華翻經後記」より見たる『注法華經』の成立年代に関する一試論を展開する。

『注法華經』の撰集年代、すなわち、注記の時期に関しては、従来、①立教開宗(建長五年(CE.1253)[37])前後の成立とする説と、②佐渡期(文永八年(CE.1271-) [50-])から身延期(文永十一年(CE.1274-) [53-])にかけて注記されたとする説とに、二分されており、未だ定説をみない<sup>(36)</sup>。

しかしながら、(2)著作年時が確定されている諸遺文〔=①→⑨—著作年時順〕との対応関係、すなわち、諸遺文に引用されている「法華翻經後記」本文記事の同異乃至は類似の状況から、「法華翻經後記」(『法華傳記』)の変遷・推移過程を考察・検討し、そのいずれの時期〔=Ⅰ(⑩)→①→⑨、Ⅱ①→(⑩)→⑨、Ⅲ①→⑨→(⑩)〕に、⑩『注法華經』が該当するのか〔=Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〕を判別・限定すれば、それが、『注法華經』に「法華翻經後記」が注記された年時となり、言うなれば、現存する『注法華經』の成立年代になる訳である。

また、(1)「法華翻經後記」(『法華傳記』)の現形形成の時期、すなわち、古形①とはかなりの相違を有する現形⑤が、おそらく当初は古形①と同様か相違少なき形〔=過渡期〕を経て、現形に確定された時期までもが推定しうるのである。故に、かような研究方法を用いることによって、『注法華經』乃至は、現形「法華翻經後記」の成立年代を論証しうるのである。

さて、すでに§2.において指摘〔=註記<sup>(7)</sup>参照〕した通り、現形⑤〔=「慶長五年刊要法寺版」〕と、古形①〔=「東大寺図書館蔵古写本」〕とには、諸遺文とも対応関係にあり、対比可能な同箇所において、特徴的な語句の相違箇所として、以下の四箇所〔=a~d〕を指摘することができる。〔※⑤=現形の刊本、①=古形の写本〕

- ① 「滄粟理味≠滄受理味」、② 「慇懃付囑（屬）梵本言≠摩頂屬累此經言」  
 ③ 「佛日西入≠佛日西隱」、④ 「遺耀將及東北≠遺光照東北」

したがって以下の比較検討では、上記の四箇所を基軸に、本文が引用されない④『教機時國鈔』、数字のみで対比し得ない⑤『南條兵衛七郎殿御書』、取意引用される⑨『千日尼御前御返事』の三書を排除し、まとまった形で本文が引用され、かつ本文の特徴的な語句の相違箇所が明記されている①『一代聖教大意』、②『守護國家論』、③『後五百歳合文』、⑥『法華宗内證佛法血脈』、⑦『曾谷入道殿許御書』、⑧『要文雙紙』、⑩『注法華経』の七書、及び比較検討の基準となる⑤「慶長五年刊要法寺版」、⑥「東大寺図書館蔵古写本」の二書を加えた計九書を対象に『注法華経』と現形「法華翻経後記」の成立年代について推求していきたい。

【表 2】著作年時順

記号	著作年時	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	1130	從 須利耶蘇摩	<u>滄受</u> 理味	<u>摩頂</u> 屬累此經言	佛日西 <u>隱</u>	<u>遺光</u> 照	東北	
②	1258	從大師須梨耶蘇摩	<u>滄受</u> 理味	<u>摩頂</u> 屬累此經言	佛日西 <u>隱</u>	<u>遺光</u> 照	東北	
③	1259	奉値 須利耶蘇摩	三藏	授法華経時語云	佛日西山 <u>隱</u>	<u>遺耀</u> 照	東北	
④	1260	於大師須利耶蘇摩	<u>滄粟</u> 理味	<u>慇懃</u> 付屬梵本言	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 將及	東北	
⑤	1273	左手持法華經	右手 <u>摩鳩</u> 摩羅什頂	三藏授與云	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 將及	東北	
⑥	1275	左手持法華經	右手 <u>摩鳩</u> 摩羅什頂	授與云	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 將及	東	
⑦	1276	順大師須利 蘇摩	<u>滄粟</u>	<u>慇懃</u> 付屬梵天言	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 將及	東北	
⑧	1600	從大師須利耶蘇摩	<u>滄粟</u> 理味	<u>慇懃</u> 付囑梵本言	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 將及	東北	
⑨	未詳	修大師須利耶蘇摩	<u>滄粟</u> 理味	<u>慇懃</u> 付屬梵本言	佛日西 <u>入</u>	<u>遺耀</u> 照於	東北	

九書の比較資料を【表 2】のように、著作年時順に並べてみると、①・②〔=古形〕、③・④・⑤〔=現形〕、⑥・⑦〔=特殊文例〕の用語がそれぞれ一致し、⑧、⑨には、不自然な形〔=古→現〕の過渡期〕で、両者〔=①・②〕の用語が混入していることが判然となる。

この結果 [=【表2】] の上に、著作年時が確定されている諸遺文 [=①、②、③、⑧] は変動せずに、幾分か流動的な要素を持つ⑩ [=成立年代が確定されていない『注法華經』] と、⑤ [=現形「法華翻經後記」用語確定の推定年代] との二書を、全体との整合性を勘案しつつ、その順序を並べ替えてみると、【表3】のような変遷・推移過程を求めることができる。

【表3】筆者推定順<sup>(37)</sup> — 用字法に基づいて —

記号	著作年時	a	b	c	d	
①	1130	從 須利耶蘇摩 冷受理味	摩頂屬累此經言	佛日西	隱遺光照	東北
②	119-	從 須利耶蘇摩 冷受理味	囑 此經言			
①	1258	從大師須利耶蘇摩 冷受理味	摩頂屬累此經言	佛日西	隱遺光照	東北
②	1259	奉值 須利耶蘇摩	三藏 授法華經時語云	佛日西山	隱遺耀照	東北
⑩	ㄱ	修大師須利耶蘇摩 冷稟理味	懇懇付屬梵本言	佛日西	入遺耀照於	東北
③	1260	於大師須利耶蘇摩 冷稟理味	懇懇付屬梵本言	佛日西	入遺耀將及	東北
⑤	ㄱ	從大師須利耶蘇摩 冷稟理味	懇懇付囑梵本言	佛日西	入遺耀將及	東北
⑧	1276	順大師須利 蘇摩 冷稟	懇懇付屬梵天言	佛日西	入遺耀將及	東北
⑩	1333	從 須利耶蘇摩 冷受理味	摩頂屬累此經言	佛日西	隱遺光照	東北
⑥	17--	從 須利耶蘇摩 冷受理味	囑 此經言			
⑥	1273	左手持法華經 右手摩鳩摩羅什頂	三藏授與云	佛日西	入遺耀將及	東北
⑦	1275	左手持法華經 右手摩鳩摩羅什頂	授與云	佛日西	入遺耀將及	東

【表3】の筆者推定順によって明らかになった事柄を以下にまとめてみると、(2)『注法華經』の成立年代、もっと厳密に言えば、『注法華經』に「法華翻經後記」が注記された年代は、その用語が古形①から現形⑤へと変遷・推移していくその過渡期に当たる、1259年から1260年までの間と看做することができる。そして、(1)現形「法華翻經後記」用語確定の推定年代は、1260年を上限とし、それ以降、少なくとも1276年以前には確定されていたことが窺われる。

現存する『法華傳記』のテキスト及び「法華翻經後記」の引用文例を比較検討することによって裏付けられた古形①と、現形⑤との一連の変動関係を

総括してみると、以下のような四段階からなる展開が考えられる。

I 古写本〔㊦；CE.1130〕の形から ⇒ II 現行刊本の原型（model）形成の過渡期〔①・〔②・⑩〕・③；CE.1258-1260〕を経て ⇒ III 現行刊本の原形（original form）〔③・⑧；CE.1260 [-1276] -1600〕が確定され ⇒ IV 現行刊本〔㊧；CE.1600〕に至る。

しかも、この展開からは、現行刊本〔=㊧〕にみる「法華翻経後記」の用語確定に、日蓮の「法華翻経後記」引用文例が、影響を及ぼしていることが予測される。

すなわち、㊦・㊧以外の別系統の伝本〔=『法華傳記』〕が現存せず、両者の用語が古形㊦から現形㊧へと変遷・推移していく前提に立って、諸遺文にみる「法華翻経後記」の引用文例を、著作年時に随順し、用字法に基づいて按配した場合、ある時期〔=過渡期〕を境に、遺文に、㊦の特徴を示す用語が見出されなくなること、さらには、㊧の特徴を示す引用文例が、日蓮の遺文にしか見当たらない現状からして、現伝資料からみて、II 現行刊本の原型（model）形成の過渡期を経て ⇒ III 現行刊本の原形（original form）が確定される時期に、日蓮による「法華翻経後記」本文記事の脚色があったと考えざるを得ない。

なお、後に、門下の日性圓智によって本書〔=㊧〕が刊行され、彼こそが今日に伝わる『法華傳記』〔=「慶長五年刊要法寺版」〕の形を確定ならしめた当事者であることから、この推論は許されるものと考えられる。

残る課題は、両者〔=㊦・㊧〕の特徴的な語句の相違箇所が混入されている⑥と、⑦との特殊文例の成立事情であるが、これには①日蓮が遭遇した歴史的な事実と、②日蓮とほぼ同時期に活躍した華嚴宗の学侶宗性によって書き残された『名僧傳抄』との両側面からの考察が可能であると考えため、

以下に論及して明らかにしたい。

## § 5. 特殊文例創作背景に関する一考察

先述したように、日蓮の「法華翻経後記」引用遺文のうち、⑥『法華宗内證佛法血脈』（CE.1273）と、⑦『曾谷入道殿許御書』（CE.1275）との二書に限っては、両者〔=①・⑤〕の特徴的な語句の相違箇所が混合されている、いわゆる、特殊文例をみることができる。

ことに、⑥・⑦の二書は、著作年時も近接しており、引用文例もほぼ一致していることからおそらく、⑥から⑦への孫引きであると考えられる。よって、以下の考察では、著作年時の早い⑥の引用文例を用いることにする。

考察に先だって、本論を展開していく上で必要となる両遺文の性格並びに関連事項を簡略に挙げておけば、⑥『法華宗内證佛法血脈<sup>(38)</sup>』は、「日蓮が佐渡で観心本尊抄を撰述するに先だって宗旨の血脈を明らかにした書<sup>(39)</sup>」であること、そして、⑦『曾谷入道殿許御書<sup>(40)</sup>』の「述作の直接の動機は、両氏〔=曾谷教信・太田乗明〕に対して経論章疏の蒐集を依頼するにある<sup>(41)</sup>」ことである。つまり、⑥は佐渡流罪中（文永八年（CE.1271）から文永十一年（CE.1274）までの三年間）に、⑦は身延入山（文永十一年（CE.1274）後間もなき頃の述作という時代背景を持つ。

ところで、関戸堯海博士の『注法華経』成立時期の推論中、この時期に該当する見解をみると、

②佐渡島流罪中の要文の注記。(a)閲覧可能な典籍が限定された。(b)『開目抄』には『注法華経』と共通引用が多い。但し『注法華経』にまとまって収録されているとは思えない。(c)『八宗達目鈔』『観心本尊抄』『顕仏未来記』と『注法華経』には、一念三千・釈尊の遠寿など重要教学関連の共通引用が多い。このことから、佐渡流罪中に相当数の引用典籍が収録され

たとみられる。このため佐渡流罪中『注法華經』成立説が論じられたのであろう。(d)但し『曾谷入道殿許御書』によれば『注法華經』の原型は散逸したと考える。

③身延入山後、日蓮が散逸した蔵書や要文集を再整理して、『注法華經』を整えたと推論する。<sup>(42)</sup>〈以下省略〉

とあって、うち、事例②の(a)と(d)とが注目に値する。事例②(a)は、⑦の文面とも相俟って、佐渡期から身延初期にかけて、典籍が不足していたことを再確認するものにして、大いに首肯できるものであるが、事例②(d)に関しては、筆者の立場〔＝【表3】筆者推定順〕では、賛同できないものがある。つまり、【表3】筆者推定順〔＝佐前注記説 — 筆跡鑑定の結果<sup>(36)</sup>を尊重すれば、現存本の他に原型の存在も視野に入れる〕とも矛盾しないためには、散逸というより、一時手許から離れた『注法華經』を再び取り戻したという表現のほうが適当なのかも知れない。但し、これには筆者も根拠を欠く。また、⑦に、『注法華經』の原型が散逸したと看做せるような記述は見当たらない。

ともかく、【表3】の筆者推定順、⑦の性格、事例②(a)から推測されることは、佐渡〔＝⑥〕での日蓮の手許には、『法華傳記』が存在せず、また入手もできていなかったこと、そのため、記憶〔＝暗誦〕に頼るか他の資料〔＝②(a)〕をモチーフに引用せざるを得なかったこと、それ故に、両者〔＝①・④〕には、見られない特殊文例が用いられるようになったことが想定される。そして諸方面より典籍を求め〔＝⑦〕、ようやく『法華傳記』を手にしたのは、『法蓮鈔』(CE.1275)〔＝【資料2】◎参照〕に書名を出して引用していることから、1275年であったことが窺われる。

經論章疏の蒐集のために、曾谷氏に⑦を宛てた僅か一ヵ月後に、またもや曾谷氏に宛てた『法蓮鈔』に早速『法華傳記』が引用されることから、それに感謝の意も込めんとしたのかも知れない。

§ 6. 『妙法蓮華經』囑累品からの採択 — モチーフ 其の一 —

さて、清澄寺での立教開宗の後、鎌倉に出で、教宣活動に励み、数々の迫害を受けて、身延に入っていきちようどその間。佐渡という身辺が極限状況の中にあった日蓮の手許に『法華傳記』（「法華翻經後記」）が無く、⑥『法華宗内證佛法血脈』の撰述にあたり、やむを得ず、「他の資料をモチーフに」引用せざるを得なかったと想定するのであれば、果たして如何なる文献からこのような特殊文例が編み出されたのであろうか、ということを解明することが残る課題として挙げられよう。

然る所以により、両者〔=㊦・㊧〕には見出されず、⑥・⑦にのみ見出される特殊文例を以下に示し、その典拠を求めてみることにしたい。

⑥ 翻經記云大師須梨耶蘇摩左手持法華經右手<sup>摩</sup>鳩摩羅什<sup>頂</sup>三藏授與云佛日西入遺耀將及東北。此典有緣東北諸國。汝謹傳弘之（云云）。<sup>(43)</sup>

引用本文のうち、「大師須梨耶蘇摩左の手に法華經を持し、右の手で鳩摩羅什の<sup>頂</sup>を<sup>摩</sup>でて、三藏に授與して云く」までが特殊文例〔但し〔…〕括弧内は㊦に見出される〕として認められる。とくに左手云々右手云々と対句を用い神々しい雰囲気醸し出させている。

ところで、右手云々に関しては『妙法蓮華經』囑累品に類似経文〔=摩頂付囑〕を見出すことができる。以下に、該当経文を示せば、

その時、釈迦牟尼仏は法座より起ちて、大神力を現わし、右の手を以て無量の菩薩・摩訶薩の<sup>頂</sup>を<sup>摩</sup>でて、この言を作したもう「われは無量百千万億阿僧祇劫において、この得難き阿耨多羅三藐三菩提の法を修習せり。今、以って汝等に付囑す。汝等よ、应当に一心にこの法を流布して、広く増益せしむべし」と。<sup>(44)</sup>

とあり、『妙法蓮華經』の「無量の菩薩・摩訶薩」が、「法華翻經後記」〔＝兩者混入の二書〔＝⑥・⑦〕のみ〕では「鳩摩羅什」に替わっているだけである。さらに、經文の内容からも類推できるように『法華經』が付囑〔＝述化の総付囑〕される場面が描かれている法門であるため、「法華翻經後記」の内容とも共通するものがあるといえる。

故に本箇所こそが、⑥・⑦における特殊文例のモチーフになったと看做しうる、最も可能性の高い文例であると考えられる。但し、対句の左手云々に関しては、經文に直接その語句を求めることができない<sup>(45)</sup>。

### § 7. 『名僧傳抄』からの採択 — モチーフ 其の二 —

今日逸する所の寶唱撰『名僧傳』に、「鳩摩羅什伝」が収録されていたことは、殊のほか、世人の注意を引くには当たらなかったようである。

本来ならば、三十卷（或いは三一卷）の『名僧傳』なるも、ただ、宗性による抄録〔＝序録目〕一卷（SZ.77 no.1523）のみが伝わるに過ぎない。

便宜上、宗性の『名僧傳抄<sup>(46)</sup>』（以下、『宗性録』）を寶唱の『名僧傳』（以下、『寶唱〔昌〕録』）と同様の扱いにして、『名僧傳抄』までも含めた、現存する古經録並びに僧伝類の系譜を示せば、以下の如くなる<sup>(47)</sup>。

『出三藏記集』〔僧祐（CE.445-518）【ほぼ504に完成せしめ、その没年に至るまで追補】〕⇒『名僧傳』〔寶唱【CE.514；宗性が文暦二年（CE.1235）に抄出した『名僧傳抄』一卷（附名僧傳説處）が存するのみ〕〕⇒『（梁）高僧傳』〔慧皎（CE.497-554）【その撰述は519年とみられていたが、529年以後のこととされる】〕⇒『（隋）衆經目錄』〔法經【CE.594】〕⇒『歴代三寶紀』〔（費）長房【CE.597】〕⇒〈以下省略〉

故に、『寶唱録』〔または『宗性録』〕所載記事の出典を求めるとすれば、

成立年代の早いことや、寶唱が僧祐の弟子<sup>(48)</sup>であったとされることなどを考慮し、『出三藏記集』にその由来を求めるのが妥当であると考えられる。

しかしながら、『出三藏記集』〔＝前者〕に見出されない記事に関しては、それ以降の成立となり、『出三藏記集』がモデルになったとまで言われている『高僧傳』や『歴代三寶紀』など〔＝後者〕に裏付けをとることによって、寶唱によって新たに考案されたものか〔＝すなわち、『寶唱録』初出：前者に見出されず、後者に引用が認められるもの；必ずしもそうであるとは限らない〕、それともそれ以前に起源を求めなければならないものであるか〔＝すなわち、前者より成立の早いもの〕を、判別しその由来を明確にする必要がある。

さて、『宗性録』には、『寶唱録』の「僞秦逍遙園鳩摩羅耆婆二<sup>(49)</sup>」からの抄出と見られる六つの文節からなる抜書き〔＝㊶～㊸〕を見出すことができる。以下に該当本文を示せば、

### 【原文】

（名僧傳）第二

㊶羅什見中百二論始悟大乘事 ㊷夢釋迦如來以手摩羅什頂曰汝起欲想即土悔心事 ㊸羅什三藏譯法華等諸經論三十八部二百九十四卷事 ㊹漢土三千徒衆從羅什法事 ㊺羅什臨終衆僧告別曰事 ㊻羅什燒身之後舌猶存事 ㊼涅槃後分宋地無緣事

（名僧傳）第三<sup>(50)</sup> 〈以下省略〉

### 【試訳】

㊶羅什中・百二論を見て、始て大乘を悟れる事。㊷夢に釋迦如來、手を以て、羅什の頂を摩でて曰く、汝、欲想を起すやと、即ち悔心して土つた〔即ち悔心した？〕事。㊸羅什三藏法華等諸經論三十八部二百九十四卷

を譯した事。④漢土の三千徒衆、羅什の法に従つた事。⑤羅什臨終に衆僧に告別して曰つた事。⑥羅什燒身の後、舌猶ほ存る事。⑦涅槃〔經〕の後分、宋〔CE.420-479〕の地に縁無き事。<sup>(51)</sup>

とある。文頭〔乃至は文中〕に「羅什」と、文末に「事」とあり、「鳩摩羅什伝」からの抜書きであることが自明である。

とくに注目すべきは、『出三藏記集』に出典が求められない文例㊦において「法華翻經後記」〔=古形の二書〔=①・①〕及び両者混入の二書〔=⑥・⑦〕に限る〕との関連性が窺われることである。

すなわち、⑥・⑦の特殊文例と、文例㊦とを比較してみると、作用の主体と設定されている主語が⑥・⑦の特殊文例では「大師須利耶蘇摩」と、文例㊦では「釋迦如來」と、両者異なっているが、続く文に「手（を以て）〔で〕、〔鳩摩〕羅什の頂を摩でて」とあって、古形の二書〔=①・①〕及び両者混入の二書〔=⑥・⑦〕に一致する文例が見出される。

故に、⑥（CE.1273）・⑦（CE.1275）における特殊文例を創出するためのモチーフになり得る一文献として『宗性録』（CE.1235）に抜書きされている「鳩摩羅什伝」の本箇所〔=文例㊦〕が想定される訳である。

このことは、「法華翻經後記」の創作者にとって『寶唱録』（CE.514）の「鳩摩羅什伝」がモチーフになった可能性をも示唆している。もっとも、天台智者大師が『妙法蓮華經文句』において『妙法蓮華經』の「二十八品説」を唱える典拠として『寶唱録』を挙げていることもあり、『寶唱録』に想定される「鳩摩羅什伝」は、「法華翻經後記」と何らかの関連性を窺わしめるものがある、といえる。

しかしながら、宗性によって抜書きされた『寶唱録』の「鳩摩羅什伝」はあまりにも情報の量が少なく、当然のことながら宗性の恣意的なものであるため、全体を判ずるには及ばず、詳細は不明とせねばならない。なお、86.

の『妙法蓮華經』囑累品の場合と同様に、『宗性録』における「鳩摩羅什伝」の抜書きからも左手云々の語句は見当たらない。

## § 8. 結論にかえて

以上、論証してきたことを要約し結論にかえたい。現伝する『法華傳記』は、巻第二に収録されている「法華翻經後記」の語句の相違を以て、古形㊦と現形㊧とに区分することができる。日蓮の遺文には、この両方の文例が引用されており、諸遺文を調査・検討することによって、これらの引用文例が著作年時と並行して、古形㊦から現形㊧へと変遷・推移していくことが確認できた。そして、『注法華經』の引用文例が、古形㊦から現形㊧へと変遷・推移していく過渡期（1258年から1260年の間）に当てはまることから、『注法華經』の成立年代（1259年から1260年の間）が推定できたのである。これは、今まで検討の余地があると言われていたものの、確実な論拠を欠いていた『注法華經』の「佐前注記説」を支持するものにして、これを立証しえたはじめての具体例といえる。

また、後代における「法華翻經後記」の引用文例中、現形㊧は、日蓮の遺文にしか見られないが、本書は宗学の展開上、重要な役割を担っているため、後に、門下の圓智によって「法華翻經後記」所収の『法華傳記』が新たに見出され、彼によって現行『法華傳記』が確立されるに至って、日蓮によって形成された現形㊧（1260年から1276年の間）がその母体となり、現行本の形成に影響を及ぼしたことを予測しえたのである。

さらに、古形㊦と現形㊧とが混合されている二つの遺文については、日蓮が度重なる法難に遭い、典籍が不足していた状況下において、他の資料をモチーフに創作せざるを得なかったと仮定し、そのモチーフになり得る資料として、『妙法蓮華經』囑累品乃至は『宗性録』の「鳩摩羅什伝」の二つ資料が考えられることを推考したのである。

以上、日蓮の遺文にみる「法華翻経後記」の引用文例より『注法華經』の成立年代を究明し、「佐前注記説」の具体的な論拠を提示しえたと考える。

最後に、『注法華經』には、他の遺文にはあまり見られない海東諸師章疏（4師5部<sup>(52)</sup>）の引用が見られるため、日蓮の海東仏教認識といった新たな研究分野への手がかりになり得ると考えられる。これについては別の機会に譲りたい。

（二〇〇九年三月稿）

註記

- (1) (田中英道 [1995] p.62)
- (2) (一條貞雄 [2001] pp.5-10)
- (3) 【ローマ支局】イタリア中部キエーティ大の人類学研究所は2日までに、レオナルド・ダ・ビンチ（1452～1519）の左手人さし指の指紋を特定したと発表した。指紋には、唾液（だえき）も付着していると見られ、前夜に食べた料理の内容が解明できるほか、ダ・ビンチの祖先について調べる手がかりともなるといふ。AP通信によると、同大の研究チームは、ダ・ビンチが残した52枚の書類などから約200点の指紋を写真撮影。それらを約3年にわたり分析・調査し、ダ・ビンチの指紋を割り出した。研究チームは、ダ・ビンチの指紋が「アラブ人の指紋の60%に見られる形状だ」と指摘し、ダ・ビンチの母親が中東系だった可能性があるとしている。ダ・ビンチの母親をめぐるのは、当時のビザンツ帝国の首都コンスタンチノーブル（現イスタンブール）から、ダ・ビンチの生まれ故郷であるイトスカーナ地方に奴隷として渡って来たとの説があり、指紋はこの説を裏付ける証拠となり得る。地元の専門家によると、ダ・ビンチは食事中や旅行中に創作活動することが多く、指が常に汚れていたという。〔夕刊 讀賣新聞「ダ・ビンチの母はアラブ人？ 指紋に中東系の特徴 伊の研究所発表」2006年（平成18年）12月2日（土曜日）（14）面掲載〕
- (4) 「書き入れは聖人の自筆であり、書き入れの方法は、一時に次第をおうて書き込まれたのではなく、なん年にもわたってなされたもので、筆跡からみて、その時期は佐渡配流ののち、身延時代をとおして晩年までのあいだ、随所に補入、追加されたものとみられている。」（『真蹟集成』7、pp.252-253）
- (5) 「一御所持佛教ノ事、ノ御遺言云、ノ佛ノ者（釋迦立像）墓所ノ可立ヲ置（云云）、ノ經ノ者（私集最要文名ニ注法華經ノ）ノ同籠ニ置キ墓所ノ傍ニ六人香花當番ノ時ヲ披見ス之ヲ自餘ノ聖教ノ非ニ沙汰ノ之限ニ（云云）、ノ仍ヲ任テ御遺言ニ所記ス如ク件ノ、ノ弘安五年十月十六日 執筆日興（華押）ノ【校合本】ノ（一富士

西山本門寺所藏正本の臨寫本 / 一古寫本) (『興尊全集』p.105) 引用文中、(…) 括弧内は小文字を、記号 [ / ] は改行を表す。「註法華經同籠置墓所寺」の記述について『興尊全集』『富士宗学要集史料類聚』その他諸書はみな「墓所傍」としているがこれは誤読で、西山本門寺の正本には明白に「墓所寺」とある。(『日蓮宗事典』p.102d)

- (6) 「(4) 連続して同一書を引かれた場合でも「又云」と標したものは別章に数え、標題のみのものも之を一章と見做し、聖祖の附加せる設問又は標目等は章数に加えなかった。」(山中喜八 [1980] p.644, p.646注(4))
- (7) 【T.51 p.48脚註②】「㊟慶長五年刊大谷大學藏本、㊞東大寺藏古寫本」  
 ㊟=㊞「国立国会図書館蔵本」(WA7-23) 圓智による「慶長五年 [CE.1600] 刊要法寺版」  
 ㊞=㊟「東大寺図書館蔵古寫本」(111/153) 宗性入手の「大治五年 [CE.1130] の筆写本」  
 ㊞從大師須利耶蘇摩冷<sub>受</sub>理味<sub>摩</sub>慳<sub>頂</sub>付囑梵本言佛日西<sub>入</sub>遺耀<sub>將</sub>及東北茲典有緣於東北<sub>汝</sub>汝慎傳弘  
 ㊟從<sub>汝</sub>須利耶蘇摩冷<sub>受</sub>理味<sub>摩</sub>頂<sub>屬</sub>累此經言佛日西<sub>隱</sub>遺光<sub>照</sub>東北茲典有緣於東北諸國汝慎傳弘
- (8) 鳩摩羅什の伝記類には、根本資料として後代の所依となる①僧祐 (CE.445-518) 撰『出三藏記集』卷十四 (T.55 no.2145) ⇒ ②寶唱撰 (CE.514) 『名僧傳』〔完本は伝わらず、宗性が抄出した『名僧傳一卷附名僧傳說處』(SZ.77 no.1523, no.1523-A) が存す〕 ⇒ ③慧皎 (CE.497-554) 撰『梁高僧傳』卷二 (T.50 no.2059) ⇒ ④房玄齡 (CE.578-648) 撰『晉書』卷九十五 (『晉書』p.201, l.1 - p.221, l.5) があり、敦煌出土写本には、⑤ [S.6631V<sub>13</sub>] 「羅什法師讚」(『Giles』[1322 (8)] p.30・『敦煌総目』p.246・金岡照光 [1990] pp.575-576・『英蔵佛外』p.141)、⑥ [S.381<sub>2</sub>] 「鳩摩羅什別傳」(『Giles』[6659] p.211・『敦煌総目』p.116・『宝蔵索引』p.301・「IDP」[S.381]) などが知られている。また、[S.556] 「竺道生、釋僧肇別傳」(『敦煌総目』p.121・T.85 no.2778) からも関連記述は見当たらない。

※ 現在までの調査により須利耶蘇摩〔須(梨)耶蘇(磨)；須耶利蘇摩；須利耶摩〕の用例〔収録典籍の整理番号順〕は、元康撰『肇論疏』卷中 (T.45 no.1859 p.175b, l.9, ll.10-11) に2回、慧皎撰『高僧傳』卷第二 (T.50 no.2059 p.330c, ll.14-15) に1回、僧祥撰集『法華傳記』卷第一 (T.51 no.2068 p.51c, l.1) に1回、卷第二 (T.51 no.2068 p.54b, ll.8-9) に1回、僧祐撰『出三藏記集』卷第十四 (T.55 no.2145 p.100c, l.7) に1回、智昇撰『開元釋教録』卷第四 (T.55 no.2154 p.514a, ll.21-22) に1回、圓照撰『貞元新定釋教目錄』卷第六 (T.55 no.2157 p.811a, l.12) に1回、貞慶撰『法華開示抄』(T.56 no.2195 p.388b, l.20) に1回、凝然述『梵網戒本疏日珠鈔』(T.62 no.2247 p.21c, l.26) に1回、湛慧撰『成唯識論述記集成編』(T.67 no.2266 p.18 ll.27-28) に1回、

貞海撰『三論玄義抄』(T.70 no.2301 p.514b, l.19)に1回、聞證撰『三論玄義誘蒙』(T.70 no.2302 p.548a, l.3)に1回、蓮剛撰『定宗論』(T.74 no.2369 p.315a, l.23)に1回、安然撰『教時諍論』(T.75 no.2395B p.364a, l.1)に1回、日蓮撰『太田禪門許御書』(T.84 no.2694 p.285b, l.4)に1回、作者未詳『維摩疏釋前小序抄』(T.85 no.2775 p.435c, l.24)に1回、道液撰集『浄名經關中釋抄』卷上(T.85 no.2778 p.509c, ll.28-29)に1回、通理述『金剛新眼疏經偈合釋』卷上(SZ.25 no.487 p.234c, l.6)に1回、行敏述『金剛般若波羅蜜經註講』卷上(SZ.25 no.502 p.703c, l.5)に1回、曇暈述『新脩科分六學僧傳』卷第一(SZ.77 no.1522 p.76c, ll.2-3)に1回、最澄撰『内證佛法相承血脈譜』(DZ.1 p.222)に1回、最澄撰『師資相承血脈文』(DZ.5 p.39)に1回、最澄撰『天台法華宗生知妙悟決』(NB.24 p.61a)に1回と、20師22部24回を確認しているが、「梵本法華経」の付嘱が論ぜられるのは、2師2部〔=『法華傳記』・『太田禪門許御書』〕2回のみである。

- (9) (拙稿 [2009] p.53) 参照。
- (10) 以下、本稿では、遺文名とともに次の「①～⑩」の記号を併用する。
- (11) 「日蓮宗 現代宗教研究所 (c)2001-2006」[http://www.genshu.gr.jp/]
- (12) 「結経74 [本書625-626⑩] 法華懺経後記(法華傳記二所載) ㊦51—54b, ㊧結—6, ㊨下981 ㊩○68 [①], 129 [②], 324 [⑤], 965 [695の誤り⑥], 909 [⑦], 2294 [③] ●1539 [⑨], △244 [④], ㊪○下315 [⑧]」(『山中索引』p.47) […] 括弧内の記号は、【表1】との対応関係を示すために、自らが付したもの。
- ※ 凡例 — ㊦51—54b=大正蔵経第51卷54頁中段。㊧=仏乘日愷編註法華経十卷(要法寺蔵版)。㊨=河合日辰編日蓮聖人註法華経二卷(日宗社版)の巻次と丁(頁)数とを、同様な方法で挙げてある。㊩=昭和定本日蓮聖人遺文。数字はその頁数。㊪=定本遺文不収にして日蓮大聖人御真蹟対照録に収載せる聖筆要文集及び要文断片。その数字は同書の巻次と頁数を示す。◎=両者の引文が全同の場合。○=その引文よりも簡略に引用せるもの。●=取意引用せるもの。△=その文言は引用されていないが、内容的に関連を有するもの。(『山中索引』p.2)
- (13) 以下発行年順 — 立正大学宗学研究所編 [1952-1959]『昭和定本日蓮聖人遺文』一・二・三卷(身延久遠寺、山梨)〔=①～⑦、⑨〕、立正安国会編 [1967-1968]『日蓮大聖人御真蹟対照録』下卷(立正安国会、千葉)〔=⑧〕、日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集 [1976]『日蓮聖人真蹟集成』第6・7卷(法蔵館、京都)〔=③、⑩〕、山中喜八編著 [1980]『定本注法華経』下卷(法蔵館、京都)〔=⑩〕
- (14) 凡例 — 遺文名及び引用文例は常用漢字に置き換えずに『STN』通りに表記した。引用文中(…)括弧内は『STN』での双行割注または小文字を表す。《…》括弧内は「法華翻経後記」からの引用文を表す。白文の遺文は相互間の相違を比較し易くするために、空白・改行などを詰めて表記した。但し、比較対象外

の⑤、⑨の仮名併用遺文は、読み易くするために、『HSN』よりルビを採用し、経論からの〈引用文〉は『HSN』に倣い、読み下し文に改めた。遺文名に次ぐ〔…〕括弧内の文は、「日蓮宗電子聖典 検索ソフト [2003]」より取捨選択して採用したものである。とくに、日蓮の「法華翻経後記」引用目的をも考察するために、若干の遺文は、引用文の前後の文節〔＝筆者任意〕をも明記した。

- (15) ①『一代聖教大意』〔【系年】正嘉二年二月十四日 (37) 【寫】目師本 25 紙 (1 紙両面書寫) 完。保田妙本寺藏【刊】内 13<sub>1</sub> 遺 4<sub>25</sub> 縮 175【註】健 13<sub>38</sub> 啓 24<sub>42</sub> 扶 9<sub>1</sub> 拾 3<sub>220</sub>〕(STN.1 p.57脚註)、「① [時] - ⑩」(STN.1 no.10 p.68, //10-12)
- (16) ②『守護國家論』〔【系年】正元元年 (38) 【眞蹟】18紙半身延曾存 (乾録) 【寫】平賀本【刊】内 10<sub>1</sub> 遺 5<sub>1</sub> 縮 220。【註】健 10<sub>1</sub> 啓 21・22 扶 7<sub>11</sub> 拾 3<sub>6</sub> 註 11<sub>1</sub>〕(STN.1 p.89脚註)、「① [山] - ② 耀 = 光② ③ [諸國] - ④ ④ (西) + 天竺② ⑤ ~ ⑥ 慧 = 惠② ⑦ (令) + 企②」(STN.1 no.15 p.128, //11-14 - p.129, //1-5)
- (17) ③『後五百歳合文』〔【系年】文應元年 (39) 【寫】朝師本【刊】内 27<sub>35</sub> 遺 7<sub>26</sub> 縮 404【註】健 20<sub>28</sub> 啓 32<sub>89</sub> 拾 6<sub>31</sub> 扶 12<sub>22</sub>〕(STN.3 p.2293脚註)、「① (肇公於中印度見之) + 予②」(STN.3 no.11 p.2294, //3-6)
- (18) ④『教機時國鈔』〔【系年】弘長二年二月十日 (41) 於伊東【寫】朝師本【刊】内 26<sub>2</sub> 遺 7<sub>45</sub> 縮 424【註】健19<sub>42</sub> 啓31<sub>85</sub> 拾6<sub>12</sub> 扶12<sub>7</sub>〕(STN.1 p.241脚註)、「(STN.1 no.29 p.244, //10-12)
- (19) ⑤『南條兵衛七郎殿御書』〔【系年】文永元年十二月十三日 (43) 於安房【眞蹟】斷片11紙11所散在【寫】興師本完 重須本門寺藏【刊】内 20<sub>16</sub> 遺 9<sub>1</sub> 縮 516【註】健18<sub>16</sub> 啓28<sub>111</sub> 扶10<sub>78</sub> 拾5<sub>2</sub>〕(STN.1 p.319脚註)、「(STN.1 no.38 p.323, //12-14 - p.324, //1-6)、(HSN, pp.123-124)
- (20) ⑥『法華宗内證佛法血脈』〔【系年】文永十年二月十五日 (52) 【寫】朝師本【刊】外 18<sub>10</sub> 遺 14<sub>23</sub> 縮 917【註】微下 16 考 6<sub>42</sub>〕(STN.1 p.671脚註)、「① [三藏…東北] 15字 - ② ② 有∞縁② ③ [諸國] - ④ ④ 什公 = 羅什②」(STN.1 no.116 p.695, //10-13)
- (21) ⑦『曾谷入道殿許御書』〔【系年】文永十二年三月十日 (54) 曾谷太田兩氏宛【眞蹟】①46紙2卷完 中山藏 ②草案斷片4紙桑名顯本寺外3所散在 ③同9紙身延曾存 (乾・筵・亨録等)【刊】内 25<sub>1</sub> 遺 17<sub>14</sub> 縮 1096【註】健 19<sub>20</sub> 啓 31<sub>52</sub> 拾 6<sub>4</sub> 扶 12<sub>1</sub> ①曾谷…御書 = 太田禪門許御書② [T.84 no.2694]〕(STN.1 p.895脚註)〔…〕括弧内は自らが付したもの。「②肇 = 肆② ③梨 = 利② ④ 第39紙16行② ⑤寅 = 宣②」(STN.1 no.117 p.909, //8-11) テキストには「注記③」の記入漏れがあるため、自らが補った。なお、千葉妙本寺藏日恩書写『略演抄』にも書入として同文が引用されていることが指摘されている。「コラム『略演抄』の書入を読む (古川)」([http://www5f.biglobe.ne.jp/~goshosys/colum\\_h17.html#c\\_h1705](http://www5f.biglobe.ne.jp/~goshosys/colum_h17.html#c_h1705))

- (22) ⑧「要文雙紙」〔①正51—54b〕(『真蹟対照』下、p.315)、影印は(『真蹟集成』6、p.351(11表))参照。  
 ※「二四二 要文雙紙 / 冊子一冊 十八丁 健治二年(一二七六) / 21.0cm × 14.5cm 千葉県 法華經寺藏(重要文化財) / 筆蹟ならびに内容から推定して、対照録は健治二年に系ける。五十五歳。惠遠撰「無量壽經義疏」上巻・下巻、僧詳撰「法華伝記」二巻、元照述『阿弥陀經義疏』の要文を筆録したもの。巻末に裏打をした日忍の暦応四年(一三三九)十二月二十日の奥付があり、「弘安年中御手跡也」とする。定本遺文末採録。」(『真蹟集成』6、pp.372-373)引用文中、記号〔/〕は改行を表す。
- (23) ⑨『千日尼御前御返事』〔【系年】弘安元年七月二十八日(57)【真蹟】24紙完 佐渡妙宣寺藏【刊】内20<sub>4</sub> 遺25<sub>2</sub> 縮1753【註】健18<sub>4</sub> 啓28<sub>100</sub> 拾5<sub>1</sub> 扶10<sub>75</sub>】(STN.2 p.1538脚註)、①第4紙(丁付三 已下之ニ順ズ)14行Ⓞ(STN.2 no.302 p.1538, U.10-11 - p.1539, U.1-6)、(HSN. p.759)
- (24) ⑩『法華經経』〔①律公→肇公 ②於→剩字 ③修→從 ④照於東北→將及東北 ①諸國→剩字 ②般豆→槃豆 ③菩薩→論師〕(山中喜八 [1980] pp.625-626)影印は(『真蹟集成』7、p.249)参照。  
 ※「静岡県玉沢妙法華寺に日蓮聖人が自筆で、約二七〇種類の経や論書から、一八〇〇所ほどの文書をとときには重出して、行間、天地、紙背に書き入れた開経と結経とを具した法華經全十巻が所蔵されている。この経は昭和二十七年七月十九日付けで重要文化財保護法による指定〔指定番号:1540〕のときの名称は、注法華經(開結共)日蓮自注 十巻となっていて、『注法華經』というのが名称で、種目は「書跡〔・典籍〕」の部類におかれている。」(『真蹟集成』7、p.252)〔…〕括弧内は自らが付したもので、「この十巻の表裏に注記したまえる経論釈の要文は、合計二千百〇七章の多数に上り、日興師の筆と想われる三章を除けば、他は悉く聖人の御自筆である。その夥しい御注記はすべて経論釈からの引用文であって、ただ僅かに之に設問・標目等の辞句を附し、或は短い註記・挿記等を加えられたものだけが、聖人御自身の言句なのである。是れが全巻で五十七個所存する〈後略〉」(山中喜八 [1980] p.644)
- (25) 『法華傳記』巻第八「并州李遺龍六」(T.51 no.2068 p.83c, L.26 - p.84b, L.3)、「遺龍 法華伝記に取められている説話の主人公で能書家。仏教を排して地獄に落ちた父烏龍を、法華經の書写によって救う。」(NZ.7 p.291)
- (26) 『法蓮鈔』〔【系年】建治元年四月(54)【真蹟】①18紙身延會存(乾録)Ⓞ断片2紙京都本圀寺外三所散在【寫】朝師本【刊】内15<sub>1</sub> 遺17<sub>32</sub> 縮1148【註】啓26<sub>10</sub> 鈔15<sub>30</sub> 註16 拾3<sub>36</sub> 扶9<sub>43</sub>】(STN.1 no.175 p.934脚註)
- (27) 『光日上人御返事』〔【系年】弘安四年八月八日(60)【真蹟】11紙完 身延會存(意・乾録等)【寫】朝師本【刊】外4<sub>4</sub> 遺30<sub>16</sub> 縮2062【註】微上11 考2<sub>40</sub>】(STN.2 no.409 p.1876脚註)
- (28) 『上野尼御前御返事』〔【系年】弘安四年十一月十五日(60)【真蹟】末尾1紙

京都本禪寺藏【寫】朝師本【刊】外 8<sub>33</sub> 遺 30<sub>27</sub> 縮 2075【註】微上<sub>36</sub> 考 3<sub>38</sub>】  
(STN.2 no.415 p.1890脚註)

- (29) 「『常師見聞奥書』『御書鈔』『録内啓蒙』『祖書綱要』等いずれも聖人開宗後における最初の著作としている。」(『日蓮宗事典』p.14a)
- (30) ㊦『曾谷入道殷許御書』には「そして薬王品には「後五百歳中広宣流布於閻浮提」云云とあるから、末法流布の国は日本国である。その証拠は『瑜伽論』、肇公の『法華翻経後記』、遵式の『天竺別集』、伝教大師の『法華秀句』『守護章』等にある。」(『日蓮宗事典』p.252c)と日本撰述書の書目に相違が見られる。
- (31) 『妙法蓮華經』普賢菩薩勸發品に「世尊。我今以神通力故守護是經。於如來滅後。閻浮提内廣令流布使不斷絶。」(T.9 no.262 p.61c, Ⅱ.14-16)とある。
- (32) 「聖人は法華經と日本国の関係を論ずる時「瑜伽論に云く、東方に小国あり。其中、唯大乘の種姓のみあり」の文をしばしば引用するが、この文は現行の『瑜伽論』には見出せず、安然の『普通広釈』[註記<sup>(33)</sup>の下線部参照]からの子引と考えられる。」(『日蓮宗事典』p.412c) […] 括弧内は自らが付したものの。
- (33) 安然(CE.841-901-)撰『普通授菩薩戒廣釋』卷上に「我日本國。皆信大乘。無有一人不願成佛。瑜伽論云。東方有國。唯有大機。豈非我國。」(T.74 no.2381 p.757c, Ⅱ.23-25)とある。
- (34) 源信(CE.942-1017)撰『一乘要決』卷中に「然日本一州。圓機純一。」(T.74 no.2370 p.351a, Ⅱ.3)とある。
- (35) 原文は【資料1】の㊦参照。仮名遣いは原文のママ。
- (36) (関戸堯海 [2003a] p.22-28、[2003b] pp.146-147) 参照。なお、関戸堯海博士は「[C]『注法華經』身延成立論 かくして『注法華經』は日蓮が晩年、身延山で整理、筆録したものと結論する。その理由等については(a)要文を書写し、研鑽の基本とする日蓮の仏道求道の姿勢は終始一貫していた。(b)佐渡流罪の時代に至るまでに、要文を書写し、それを集めて要文集として整理していく段階において、『注法華經』の原型が形成された。(c)、(a)の骨子による要文集、乃至『注法華經』の原型が、二度にわたる流罪等の法難によって散逸したものを、新たに作成する必要に迫られて、身延山入山後、あらためて要文の整理・集成を試みたものが、現在に伝来する『注法華經』であると考えられる。」(関戸堯海 [2003b] p.151、[2004] pp.325)と結論付けている。

※「吾が恩師で立正安国会の創始者たる片岡隨喜居士は、現存する日蓮聖人の御真蹟を悉く写真に収め、これを印刷して後世に伝えようとする大願を発し、昭和二年以来、前後三十年に及ぶ歳月と巨額の資財とを投じて、御本尊集一函三帙、御聖教類四十八巻・二十二冊を一部とする日蓮大聖人御真蹟を集成されたのであるが、この聖業の一翼として、注法華經全巻の写真に基づき鋭意研鑽を進めているうちに、その御筆蹟より推考して之を延山以後の御注記であると断定し、稲田海素師に所見を語られた。稲田師は、始め文永初年説を採っていた

たのであるが、恩師の撮影蒐集せる現存御真蹟の写真と照査された結果、延山以後の御注記であることを肯定されるに至った。日蓮宗年表の説は、是等の経緯があって生じたものの如くである。」(山中喜八 [1980] p.647)、「現存する『注法華経』は筆跡鑑定により文永九年 [CE.1272] から弘安元年 [CE.1278] 頃の成立と推定されているが、『一乗要決』と関連する初期の遺文や『立正安国論』と注記の経文が一致すると考えられるので、現存するもの以前に原型となるべきものが存在していたことの可能性を示している。」「(18) 小松邦彰氏は『守護国家論』『立正安国論』に直接間接の典拠が多くみえることから、佐後の撰述とされる『注法華経』と佐前遺文との関係に検討すべき余地のあることを指摘している。同稿「日蓮撰『注法華経』の一考察」(高木豊・小松邦彰編『鎌倉仏教の様相』吉川弘文館、一九九九年、所収)。(関戸堯海 [2003a] p.28, p.34註 (18)) […] 括弧内は自らが付したもの。

- (37) 【表3】の㉞は、「慶長五年刊要法寺版」のモデル、その原形 (original form) なるものに設定されている。㉟は、證眞述『法華疏私記』(NB.23 p.373b) に略抄されている後代における「法華翻経後記」の最初の引用文例。㊱は、普寂述『法華文句復眞鈔』(NB.22 pp.211b-212a) に引用されている『法華疏私記』からの孫引き。㊲は、㉞に次ぐ「西教寺正教蔵文庫」(法華疏6)の古写本。
- (38) 引用文例㊳に対する論評 — 「遺文中『守護国家論』『法華宗内証仏法血脈』等に、羅什は天竺国にあって大師須利耶蘇摩より法華経を承け、此の経を東北に伝弘すべしと付嘱されたと記しているのは、『法華伝記』第二所載の『法華翻経後記』の記述をもとにしたもので、当時弘く知られた伝記であるが歴史上の事実としては不確かである。」(『日蓮宗事典』p.196b)、「又法華傳記第二所載の法華翻経後記に、羅什は天竺国に在りて大師須利耶蘇摩より法華経を承り、此の経を東北に傳弘すべしと付嘱せられたりと記し、日蓮の守護国家論、法華宗内証佛法血脈等に其の記を利用し、之を以て法華経が本邦に弘通せらるべきを豫言せしものとして重用せるも、斯る傳説は固より深く信ずるに足らざるなり。」(『望佛』3, p.2534b) 仮名遣いは原文のまま。
- (39) (『総合佛敎大辞典』p.1311a)
- (40) 引用文例㊴に対する論評 — 「日蓮は、『曾谷入道殿許御書』(九〇八頁 [909の誤り])において『法華翻経後記』を引用し、法華経がインドより東北に位置する日本に東へと伝来し、そして日本において釈尊が留め置かれた本門法華経が開陳され、それが東より日が昇るように流布することを説示している。つまりこれらのことから日蓮は、仏法が日本に至り末法の今、新たな本門法華教学が開顕される時が到来したことを表明するために、「鷄」字を用いて『一代五時鷄図』と命名し、門下に伝承したと考えられるのである。」(森清顕 [2007] p.321a) […] 括弧内は自らが付したもの。
- (41) (『日蓮宗事典』p.252a) […] 括弧内は自らが付したもの。
- (42) (関戸堯海 [2004] p.325)

- (43) 【試訳】「翻經記に云く、大師須梨耶蘇摩左の手に法華經を持し、右の手で鳩摩羅什の頂を摩でて、三藏に授與して云く、佛日西に入つて遺耀將に東北に及ばんとす。此の典東北諸國に縁有り。汝、謹んで傳弘せよ云云。」
- (44) 『妙法蓮華經』囑累品に「爾時釋迦牟尼佛。從法座起現大神力。以右手摩無量菩薩摩訶薩頂。而作是言。我於無量百千萬億阿僧祇劫。修習是難得阿耨多羅三藐三菩提法。今以付囑汝等。汝等應當一心流布此法。廣令增益。」(T.9 no.262 p.52c, Ⅱ.4-8) とある。(坂本幸男、岩本裕 [1967] p.166)
- (45) インド一般の通俗概念として左手は不浄とされることから(仏教でもそうであったかは定かでないが)、おそらく經文自体に本文例が見出されることは稀であると考ええる。ちなみに、法師品(T.9 no.262 p.31b, Ⅱ.25-26)と、普賢菩薩勸發品(T.9 no.262 p.61c, Ⅱ.4) とには、これと類似する表現「如來手摩其頭」が見られる。
- (46) 「文暦年間 [二年 [CE.1235] (SZ.77 no.1523 p.362c, Ⅱ.14)]、笠置寺の宗性が梁寶唱撰名僧傳三十卷(或は三十一卷と云ふ)の目録、要文、說處等を抄出せしものが本書である。唐高僧傳卷一に見ゆる寶唱の傳に依れば、彼寶唱は僧祐の出三藏記集に諸高僧の傳の收められてゐるを見て大いに感動し、以て名僧傳を撰するに至りしものゝ如く、而してそは梁天監九年 [CE.510] より始めて同十三年 (A.D.514) に至つて成就してゐる。然るに此後間もなく慧皎の高僧傳が世に行はれて、後人多く此を用ひた爲め、寶唱の名僧傳は流布普ねかず、遂に散逸するに至つたものであるが、なほ支那に於ても隋唐時代までは存せし如くである。我國にも早くより傳へられ、宗性の見し名僧傳は東大寺東南院經藏に藏せられしもので、此に依つて彼が本書即名僧傳抄を編せしことは其の末文に見ゆ。〈中略〉最後に名僧傳說處 [SZ.77 no.1523-A] を附してゐる。蓋、本書は支那佛教の初期の相姿の一面を示すもので梁高僧傳を讀む時併用すべきものである。(野上俊靜) (『佛解』11, p.3bc)、(任繼愈 [1994] pp.559-562) に詳しい。[…] 括弧内は自らが書き加えたもの。仮名遣いは原文のママ。
- (47) (横超慧日、諏訪義純 [1982] pp.111-112)、(『大日本續藏經 総目録』pp.1-5) 参照。
- (48) 「しかし本書 [= 『[梁] 高僧傳』] 作成にあたって最も関係の深かつたものは、梁の宝唱撰の《名僧伝并序録目》31卷であつたと考えられる。《出三藏記集》の撰者僧祐の弟子である宝唱は、梁の天監13年(514)に《名僧伝》を作り、全体を8科に分かつて425人の伝記を集録している。慧皎はこれに対し、「前代より撰する所、多く名僧と曰う。然れども名は本と実の實なり。云云」と言つて、名僧よりも高僧を録すべきものとなし、改めて《高僧伝》と名づけた所以を明らかにしている。《名僧伝》は今日伝わっておらず、日本の宗性が文暦2年(1235)に抄出した《名僧伝抄》1卷(附名僧伝説處)が㊦乙7-1に存するだけであるが、本書卷14に収められている王曼頰の書によれば、「その唱公の纂集最も實にして之に近きも、その鄙意を求むるに、更に煩冗なるを恨む。

〔T.50 no.2059 p.422c, l.10〕と言っているのに徴すれば、彼に負う所ありながら、本書が繁簡宜しきを得、記事正確詳密で、当時出色の作であったことが知られる。』（『仏典解題事典』p.180r）〔…〕括弧内は自らが付したものの。仮名遣いは原文のまま。

- (49) 『名僧傳目録』（SZ.77 no.1523 p.346b, l.20）
- (50) (SZ.77 no.1523 p.359c, ll.5-15) (…) 括弧内は『名僧傳目録』より自らが補ったもの。また、㊦～㊩の番号は自らが付したものの。
- (51) 『名僧傳（抄）』『鳩摩羅什伝』の出典説明 — 『出三藏記集』を中心として —
- ㊦「後從佛陀耶舍學十誦律。又從須利耶蘇摩諾婁大乘。乃歎曰。吾昔學小乘。譬人不識金以鑰石爲妙矣。於是廣求義要。誦中百二論。」(T.55 no.2145 p.100c, ll.6-9)。
- ㊧「夢…曰」は見出し得ない。『寶唱録』が初出か、また「汝…事」に関しては、三友健容博士より思わしきものとして二箇所〔㊦「見其年尚少。乃凡人戲之。強妻以龜茲女王。什<sup>●</sup>拒而不受。辭甚苦到。光曰。道士之操不踰先父。何所苦辭。乃飲以淳酒同閉密室。什被逼既至。遂虧其節。】〔T.55 p.101脚註①〕「拒=距㊦」（p.101a, ll.1-4）、㊧「姚主嘗謂什曰。大師聰明超悟天下莫二。若一旦後世何可使法種無嗣。遂以妓女十人逼令受之。」(p.101c, ll.22-23)〕を示教されたが、宗性の抜書きが『出三藏記集』『鳩摩羅什伝』の内容の展開に随順していることから、このいずれかが典拠であるとするならば、配列の面から考え、㊦の前に位置する㊦の方に当たると考えられる。但し、詳細は不明。
- ㊦ 法華を第一に挙げる特徴がある。『出三藏記集』卷二の「新集經論録」には「右三十五部。凡二百九十四卷。晉安帝時。天竺沙門鳩摩羅什。以僞秦姚興弘始三年至長安。於大寺及逍遙園譯出。」(p.11a, ll.25-27)と、卷十四の「鳩摩羅什傳」には「三十<sup>●</sup>二部三百餘卷」〔T.55 p.101脚註②〕「二=三㊦㊧」(p.101b, l.29 - 101c, l.1)とあって、部数の増量〔か単なる数え方の相違であるかも知れない〕が見られる。㊨「什答。漢境經律未備。新經及律多是什所傳。出三千徒衆。皆從什受法。但什累業障深。故不受師<sup>●</sup>教耳。】〔T.55 p.102脚註①〕「教=敬㊦」（p.102a, ll.1-3）。㊩「什臨終力疾與衆僧告別曰。」(p.102a, ll.5-6)。
- ㊦「若所傳無謬。使焚身之後舌不焦爛。以晉義熙中卒于長安。即逍遙園依外國法以火焚屍。薪減形化唯舌不變。」(p.102a, ll.7-10)。
- ㊦「曇無讖〔CE.385-433〕傳」〔『名僧傳目録』では「僞秦<sup>●</sup>西河曇無讖三」〔SZ.77 p.346脚註②〕「西河疑河西」(SZ.77 no.1523 p.346b, l.21)〕に「涅槃後分與宋地無緣矣。」(T.55 no.2145 p.103b, ll.25-26)とある。以上、事例㊦を除く㊦・㊦・㊦・㊦・㊦・㊦が『出三藏記集』に出典を求めることができる。単純計算で凡そ八割〔83.33%〕が『出三藏記集』に準拠しているといえる。ちなみに『出三藏記集』における羅什の異名表記用例〔以下五十音順〕には、「耆婆法師（3）、兜摩羅耆婆（3）、兜摩羅法師（5）、兜摩羅什法師（2）、鳩摩耆婆（2）、鳩摩羅法師（1）、鳩摩羅什（23）、拘摩羅耆婆（1）、什公（6）、童壽（4）、羅什法師（11）」などがある。（…）括弧内は引用回数を表す。

- (52) ①圓測1回(二卷181Ⅷ『無量義經疏』圓珍『授決集』からの引用)、②元曉4回(結経38『涅槃宗要』最澄『大唐新羅諸宗義匠依憑天台集』からの引用、結経64『涅槃宗要』最澄『守護國界章』からの引用、結経101『涅槃宗要』最澄『守護國界章』からの引用、結経102名のみ最澄『守護國界章』からの引用)、③義寂1回(三卷5『大乘義林章』源信『一乗要決』からの引用)、④太(大)賢2回(七卷221『梵網經古述記』直接引用、結経9『涅槃經古述記』證眞『法華疏私記』からの引用)

※ その他、『一代聖教大意』には「太賢古述云」(STN.1 no.10 p.64, l.1)として、太賢の『梵網經古述記』巻下本からの引用(T.40 no.1815 p.716b, ll.17-19)が見られる。これは上記の『注法華経』における『梵網經古述記』からの直接引用(T.40 no.1815 p.701a, ll.4-5)と異なるもので、日蓮の海東諸師章疏の直接引用の事例として指摘することができる。また、『萬法一如鈔』には「元曉法師、天台の徳を讀て諸教の時時を證す。」(STN.3 no.51 p.2195, l.11)と『注法華経』に引かれる元曉の引用と同文(結経38)が引かれているが、本書は、真撰遺文としては疑義が呈せられている。(『日蓮宗事典』p.390c) 参照。なお、上記の調査結果は、福土慈稔(身延山大学仏教学部教授)2006年度～2009年度科学研究費補助金基盤研究(C)「十二世紀末までの日本仏教各宗にみられる新羅・高麗仏教に対する認識に関する研究」(研究課題番号:18520045)の研究協力の際に入力した研究成果の一部を拝借したものである。記して感謝申し上げる次第である。

〈参考資料〉

- 一條 貞雄稿 [2001] 「「モナ・リザ」論考」(『仙台大学紀要』33-1、pp.1-10)  
 上原 専祿稿 [1949] 「鳩摩羅什考」(『一橋論叢』22-1、pp.120-149)  
 横超慧日、諏訪義純著 [1982] 『人物中国の仏教 羅什』(大蔵出版、東京)  
 金岡 照光稿 [1990] 「高僧伝因縁」{金岡照光責任編集 [1990] 『敦煌の文学文献(講座敦煌9)』(大東出版社、東京、pp.573-600)}  
 北川 前肇稿 [1986] 「日蓮聖人の「未来記」をめぐって」(『印度學佛教學研究』34-2、pp.651-658)  
 金 炳坤稿 [2009] 「僧肇記「法華翻経後記」偽撰説の全貌と解明」(『佛教学論集』27、pp.29-55)  
 小松 邦彰稿 [1999] 「日蓮撰『注法華経』の一考察」{高木豊、小松邦彰編 [1999] 『鎌倉仏教の様相』(吉川弘文館、東京、pp.323-362)}  
 坂本幸男、岩本裕訳注 [1967] 『法華経』下(岩波書店、東京)  
 諏訪 義純訳 [1991] 「梁高僧伝」{長尾雅人、柳田聖山、梶山雄一監修 [1991] 『大乘仏典 中国・日本篇 第14巻 高僧伝』(中央公論社、東京、pp.9-28)}  
 関戸 堯海稿 [2004] 「日蓮撰『注法華経』成立についての一試論」(『宗教研究』77-4、pp.324-325)

- 関戸 堯海稿 [2003b] 「日蓮撰『注法華經』成立に関する私見」(『印度學佛教學研究』52-1、pp.146-151)
- 関戸 堯海著 [2003a] 『日蓮聖人注法華經の研究』(山喜房佛書林、東京)
- 田中 英道稿 [1995] 「モナ・リザ=イザベラ・デステ説再論」(『美學』46-3、p.62)
- 日蓮宗大學林同窓會編 [1936] 「淨行院日祐撰 當家法門日安」(『大崎學報』89、pp.1-30 (p.3))
- 任繼愈主編、丘山新 [ほか] 訳 [1994] 『定本中国仏教史』Ⅲ (柏書房、東京)
- 森 清顕稿 [2007] 「日蓮撰『一代五時鷄図』の題号について」(『宗教研究』80-4、pp.320-321)
- 山中 喜八編著 [1980] 『定本注法華經』下巻 (法藏館、京都)
- 米田淳雄編 [1995] 『平成新脩日蓮聖人遺文集』(日蓮宗連紹寺不軽庵、出雲)
- 渡邊寶陽、小松邦彰編 [1992-1996] 『日蓮聖人全集』全7巻 (春秋社、東京)
- 立正安国会編 [1967-1968] 『日蓮大聖人御眞蹟對照録』上・中・下巻 (立正安国会、千葉)
- 立正大学宗学研究所編 [1952-1959] 『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻 (身延久遠寺、山梨)
- 日蓮宗宗學全書刊行會編 [1921] 『日蓮宗宗學全書』興尊全集 興門集 (日蓮宗宗學全書刊行會、東京)
- 百衲本二十四史四部叢刊史部 [1---] 『晉書』卷九十五 列傳第六十五 藝術傳 合冊製本 (涵芬樓、上海)
- 総合佛敎大辞典編集委員会編集 [2005] 『総合佛敎大辞典』(法藏館、京都)
- 日蓮宗事典刊行委員会編集 [1999] 『日蓮宗事典 復刻版』(日蓮宗新聞社、東京)
- 水野弘元他編 [1977] 『仏典解題事典 第二版』(春秋社、東京)
- (釋) 禪叡編著 [1996] 『敦煌寶藏遺書索引』(法鼓文化事業、台北)
- 前田慧雲原編 [1967] 『大日本續藏經 総目録』(大日本京都藏經書院、東京)
- 商務印書館編 [1962] 『敦煌遺書總目索引』〔= [1963] 『影印本 敦煌遺書総目索引』(極東書店、東京) (中華書局、北京)
- Lionel Giles [1957] *Descriptive catalogue of the Chinese manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, Trustees of the British Museum, London.
- 中國社會科學院歷史研究所 [ほか] 合編 [1990-] 『英藏敦煌文獻 漢文佛經以外部分』第①卷 (四川人民出版社、成都)
- 日蓮聖人眞蹟集成法藏館編集 [1976] 『日蓮聖人眞蹟集成』全10巻 (法藏館、京都)
- 「日蓮宗 現代宗教研究所 (c)2001-2006」〔<http://www.genshu.gr.jp/>〕
- 「コラム『略演抄』の書入を読む」(古川)〔[http://www5f.biglobe.ne.jp/~goshosys/column\\_h17.html#c\\_h1705](http://www5f.biglobe.ne.jp/~goshosys/column_h17.html#c_h1705)〕
- 「簫堯〔藝文〕網界 (繁體)」〔<http://www.xysa.com/>〕
- 「International Dunhuang Project 國際敦煌項目」〔<http://idp.bl.uk/>〕
- 「国指定文化財 データベース」〔<http://www.bunka.go.jp/bsys/>〕

〈略語〉

T	『大正新脩大藏經』
SZ	『新纂大日本續藏經』
NB	『大日本佛教全書』
DZ	『傳教大師全集』
STN	『昭和定本日蓮聖人遺文』
HSN	『平成新脩日蓮聖人遺文集』
NZ	『日蓮聖人全集』
興尊全集	『日蓮宗宗學全書』興尊全集 興門集
真蹟集成	『日蓮聖人真蹟集成』
真蹟対照	『日蓮大聖人御眞蹟對照録』
山中索引	『定本注法華經』「注法華經索引」
佛解	『佛書解説大辭典』
望佛	『望月佛教大辭典』
敦煌総目	『敦煌遺書總目索引』
宝蔵索引	『敦煌寶蔵遺書索引』
英蔵佛外	『英蔵敦煌文獻 漢文佛經以外部分』
Giles	『大英博物館蔵の敦煌漢文文献に関する解説目録*』
IDP	「國際敦煌項目」

〈キーワード〉 法華經伝記、法華翻經後記、注法華經、名僧伝抄、要法寺版